

道路工事施行承認に係る承認基準

一部改正 平成14年3月1日

一部改正 平成16年4月1日

全部改正 平成20年4月1日

1 一般基準

- (1) 承認工事は、沿道地の利用形態の高度化に伴い施行される場合が多いため、その利用計画を事前に十分把握した上で承認することとし、道路計画及び円滑な交通処理等に支障を与えないよう配慮すること。
- (2) 施行後の地盤面（乗り入れ部は除く。）は、現状又は将来計画に基づく道路の路面形状及び横断勾配等に合わせ、水たまり等が生じないように措置すること。
- (3) 側溝等を設置する場合は、種類、構造、断面及び勾配等について、周囲の既設施設及び将来計画に合致したものとすること。
- (4) 民有地内の雨水、汚水については、民有地内で処理することを原則とし、側溝及び流末施設等を設置すること。
- (5) 民有地内の適当な位置（乗り入れ部は除く。）に駒止め等を設置し、駐車車両等が道路敷を侵すことのないように措置すること。

2 自動車乗り入れ口の設置

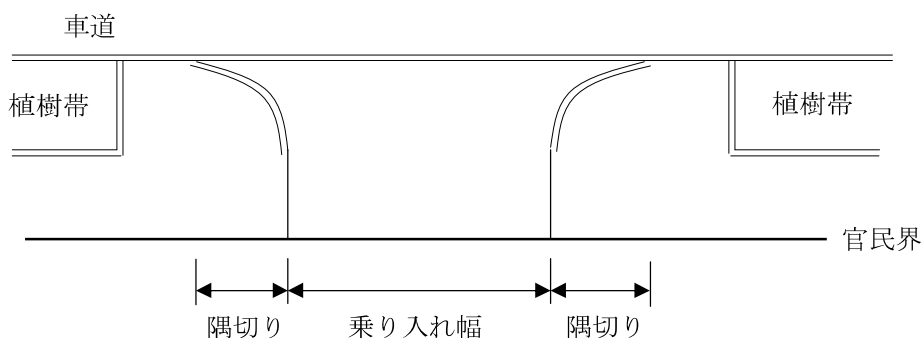
- (1) 乗り入れ口の設置箇所数は、原則として出入対象施設について1箇所とすること。ただし、出入口を分離する必要のある施設等特別の事情がある場合及び特に大型の貨物自動車が出入りする場合はこの限りでない。
- (2) 乗り入れ口の設置箇所は、原則として次に掲げる箇所以外の箇所であること。ただし、個人住宅等のための乗り入れ口であって、自動車の出入りの頻度が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合は、イからエ及びカは適用しないことができる。
 - ア 横断歩道又は自転車横断帯（停止線がある場合は、停止線から横断歩道までの間を含む。）の中及びこれらの前後5m以内の部分
 - イ トンネル坑口から前後50m以内の部分
 - ウ バス停留所の中。ただし、停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から前後10m以内の部分
 - エ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分
 - オ 交差点（総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいい、T字型交差点の突き当たりの部分を除く。）の中及び交差点の側端又は道路の曲がり角（停止線がある場合は、停止線）から5m以内の部分
 - カ バス停車帯の部分
 - キ 橋梁の部分
 - ク 横断防止柵、ガードレール及び駒止め等の設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
 - ケ 交通信号機及び道路照明灯等の移設を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設する場合を除く。

- コ 交差道路（総幅員 7 m 未満の道路との交差をいう。）と隣接する場合は、曲がり角から 2 m 以内の部分
- サ 民地側（道路区域外）に車庫、駐車場等の自動車を駐車する場所がない箇所
- シ その他道路交通、歩行者及び自転車通行者に支障を与えるおそれのある箇所
- (3) 隣接する乗り入れ口との離隔距離は、原則として 2 m 以上とすること。また、一申請で複数の乗り入れ口を設置する場合の当該乗り入れ口間の離隔距離は、原則として 5 m 以上とすること。
- (4) 乗り入れ口設置箇所の側溝（側溝蓋を含む。）は、原則として 25 t 対応の側溝とすること。ただし、既設側溝が 14 t 対応以上の場合は、大型の貨物自動車が出入りする箇所又は自動車の出入りの頻度が多い箇所を除き、既設側溝を利用できるものとする。
- (5) 乗り入れ口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止めの設置等の措置をとること。
- (6) 自動車の出入りに伴い、民地からの土砂等が歩道及び車道を汚損するおそれがある場合は、舗装を行う等の措置をとること。
- (7) 乗り入れ口の幅は、申請目的により通行の可能性のある自動車の種類を判断し、下表を適用する。

種別	車種	幅	隅切り
I 種	乗用自動車，最大積載量 2.0 t 以下の貨物自動車等	4 m	1 m
II 種	I 種及びIII種以外の自動車	8 m	1 m
III 種	最大積載量 6.5 t 以上の貨物自動車等	12m	1 m

- ア 取付方法が特殊な箇所については、別途考慮することができる。
- イ 出入りする車種の最大のものを適用する。
- ウ 車種はいずれも單車の場合である。トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は別途考慮することができる。
- エ 乗り入れ幅の数値は、乗入れ方向に直角方向の長さとする。
- オ 申請者の都合により乗り入れ幅は、表に掲げる数値より縮小することができる。
- カ 隅切りとは、車道側隅切り半径であり、表に掲げる数値を最大とする。

（参考図）乗り入れ口 平面図



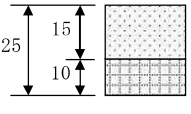
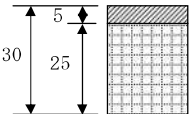
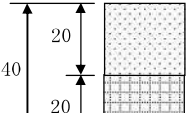
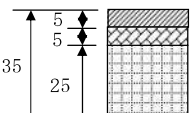
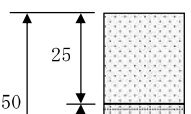
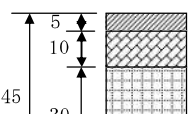
- (8) 乗り入れ口の舗装の種類は、設置箇所の前後の舗装の種類に合わせるものとする。ただし、ガソリンスタンド等の油分の混じりやすい乗り入れ口又は重車両の出入りする乗り入れ口等で道路構造上必要と認められる場合は、コンクリート舗装とする。
- (9) 乗り入れ口の舗装厚は、(7)の表に掲げる車種の区分により下表を適用する。

(単位：c m)

種別	コンクリート舗装		アスファルト舗装			インターロッキングブロック舗装			
	コンクリート	路盤	表層	基層	路盤	ILB	サント	As 安	路盤
I 種	15	10	5	—	25	8	2	—	15
II 種	20	20	5	5	25	8	2	6	15
III 種	25	25	5	10	30	8	2	10	20

- ア 舗装厚は、出入りする車種の最大のものを適用する。
- イ 路床土は、良質土を用いるものとする。
- ウ 路盤材料は、クラッシャーラン（C-40）、再生クラッシャーラン（RC-40）又はアスファルト再生クラッシャーラン（ARC-40）を用いるものとする。
- エ アスファルト舗装について、基層材料は②粗粒度アスコン（20）を用いるものとし、表層材料は⑨密粒度アスコン（13F）Bを用いるものとする。
- オ コンクリート舗装は、生コンクリートを使用し、設計基準強度 $21\text{N}/\text{m}^2$ 、スランプ 8 c m、骨材最大寸法 40mmとした配合を標準とする。
- カ インターロッキングブロック舗装等の特殊舗装区間の構造については、道路管理者の指示によるものとする。
- キ その他施工に当たっての詳細は、「新潟市舗装マニュアル」によるものとする。

(参考図) 乗り入れ口の舗装構成

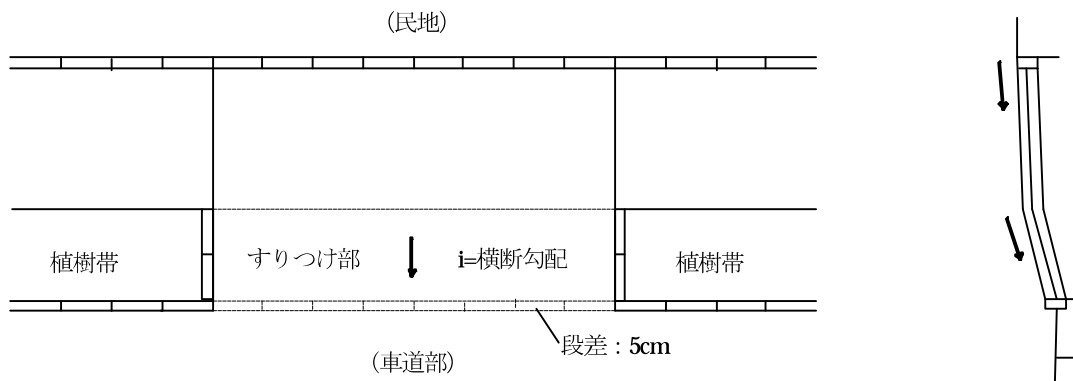
種別	コンクリート舗装	アスファルト舗装
I 種	 <p>コンクリート舗装 クラッシャーラン，再生クラッシャーラン 又はアスファルト再生クラッシャーラン 40mm 以下</p>	 <p>表層 (⑨密粒度 AS (13F) B) クラッシャーラン，再生クラッシャーラン 又はアスファルト再生クラッシャーラン 40mm 以下</p>
II 種	 <p>コンクリート舗装 クラッシャーラン，再生クラッシャーラン 又はアスファルト再生クラッシャーラン 40mm 以下</p>	 <p>表層 (⑨密粒度 AS (13F) B) 基層 (②粗粒度 AS (20)) クラッシャーラン，再生クラッシャーラン 又はアスファルト再生クラッシャーラン 40mm 以下</p>
III 種	 <p>コンクリート舗装 クラッシャーラン，再生クラッシャーラン 又はアスファルト再生クラッシャーラン 40mm 以下</p>	 <p>表層 (⑨密粒度 AS (13F) B) 基層 (②粗粒度 AS (20)) クラッシャーラン，再生クラッシャーラン 又はアスファルト再生クラッシャーラン 40mm 以下</p>

(10) 歩道において、乗り入れ口を設ける場合の構造は次によること。

ア 植樹帯等の幅員内ですりつけを行う構造

- (ア) 植樹帯等がある場合は、原則として当該植樹帯等の幅員内ですりつけを行うこととし、歩道の幅員内にはすりつけのための縦断勾配、横断勾配又は段差を設けないものとする。
- (イ) すりつけ部の横断勾配（すりつけ部のうち縁石を除いた部分の横断勾配をさす。以下同じ。）は15%以下とする。ただし、特殊縁石を用いる場合は10%以下とする。
- (ウ) すりつけ部までの平坦部分の横断勾配は2%を標準とする。ただし、透水性舗装を行う場合は1%以下とする。
- (エ) 歩車道境界の段差は5cmを標準とする。

(参考図) 植樹帯等の幅員内ですりつけを行う構造



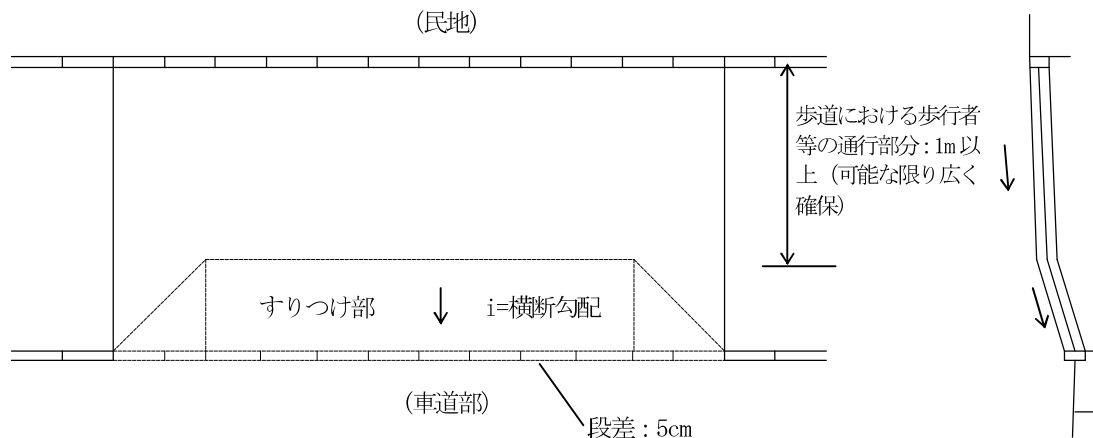
- ・ すりつけ部の横断勾配は15%以下とする。ただし特殊縁石を用いる場合には10%以下とする。
- ・ 車両の安全な通行に支障をきたすことのないよう、必要に応じ、隅切り等を行う。

イ 歩道内においてすりつけを行う場合

- (ア) 植樹帯等がない場合又は植樹帯等があってもアの構造によることができない場合は、歩行者等の通行部分の幅員を可能な限り広く確保し、残りの幅員ですりつけを行うものとする。
- (イ) すりつけ部までの平坦部分の幅員は、原則として1m以上とし、歩道の幅員が十分確保される場合は2m以上とする。
- (ウ) すりつけ部の横断勾配は15%以下とする。ただし、特殊縁石を用いる場合は10%以下とする。
- (エ) (ウ)にかかわらず、歩道面と車道面との高低差が15cm以下の場合は、次によるものとする。
 - ① 歩道の高さが15cmの場合は、すりつけ部の長さ（縁石を含むすりつけ部の横断方向の長さをさす。以下同じ。）を75cmとすることとし、これを標準とする。
 - ② 歩道の高さが15cm未満の場合は、すりつけ部の横断勾配を①の標準の場合と同じとし、すりつけ部の長さを縮小するものとする。

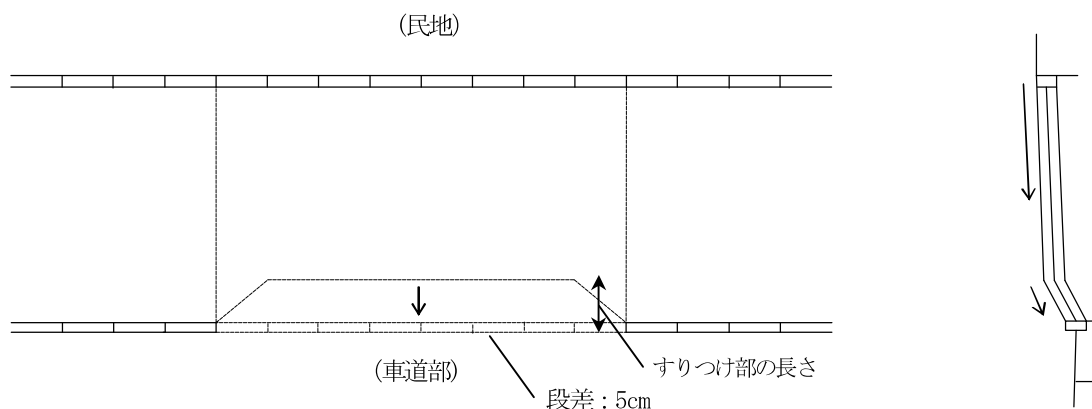
- (オ) すりつけ部までの平坦部分の横断勾配は2%を標準とする。ただし、透水性舗装を行う場合は1%以下とする。
- (カ) 歩車道境界の段差は5cmを標準とする。

(参考図) 歩道内においてすりつけを行う構造



- ・ 歩道における歩行者等の通行部分は1 m以上を確保する。
- ・ すりつけ部の勾配は15%以下（特殊縁石を使用する場合は10%以下）とする。
- ・ 車両の安全な通行に支障をきたすことのないよう、必要に応じ、隅切り等を行う。

(参考図) 歩道内においてすりつけを行う構造
(歩道面と車道面との高低差が15cm以下の場合)

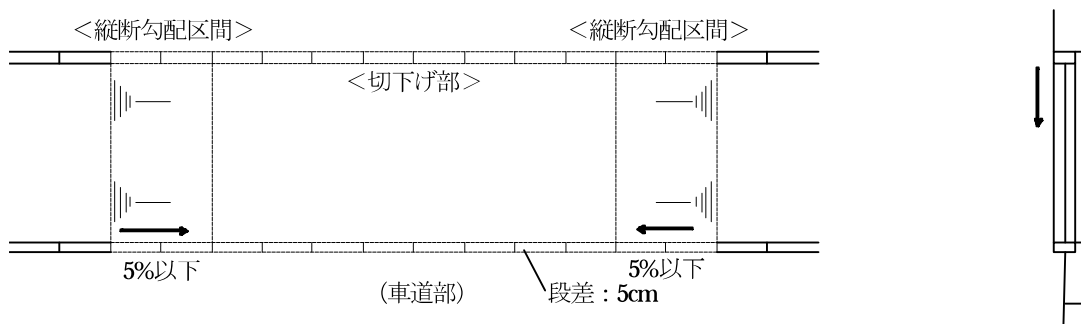


- ・ 歩道における歩行者等の通行部分は1 m以上を確保する。
- ・ すりつけ部の長さは75 cmとすることを標準とする。
- ・ 車両の安全な通行に支障をきたすことのないよう、必要に応じ、隅切り等を行う。

ウ 歩道の全面切下げを行う構造

- (ア) 歩道の幅員が狭く、ア又はイの構造によるすりつけができない場合は、乗り入れ口を全面的に切下げて縦断勾配によりすりつけるものとする。
- (イ) すりつけ部の縦断勾配は5%以下とする。ただし、路面凍結や積雪の状況を勘案して歩行者等の安全な通行に支障をきたすおそれがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合は8%以下とする。
- (ウ) 切下げ部の横断勾配は2%を標準とする。ただし、透水性舗装を行う場合は1%以下とする。
- (エ) 歩車道境界の段差は5cmを標準とする。

(参考図) 歩道の全面切下げを行う構造

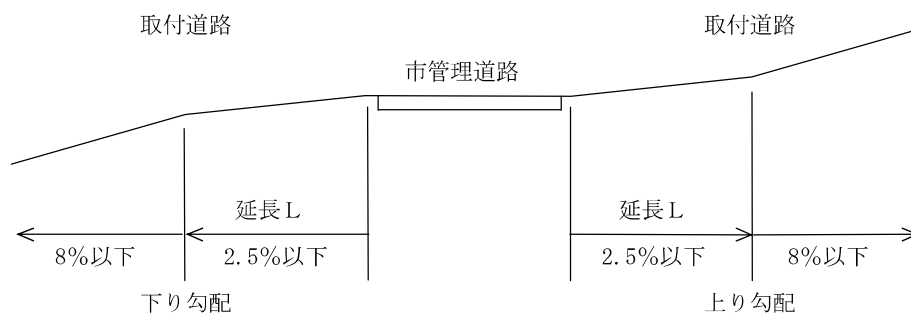


- ・ すりつけ部の縦断勾配は5%以下とする。ただし、路面凍結や積雪の状況を勘案して歩行者又は自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする。

3 取付道路の設置

- (1) 取付道路とは、市が管理する国道、県道及び市道（以下「市管理道路」という。）に接続する道路法上の道路以外の道路をいう。
- (2) 交差点の脚数は、原則として4以下とすること。
- (3) 交差角は、原則として直角とすること。
- (4) 接続部の隅切り半径は、原則として3 m以上とすること。
- (5) 取付道路の縦断勾配は8 %以下とする。ただし、接続する市管理道路の路肩から一定区間の延長は原則として縦断勾配を2.5%以下とすることとし、その延長は、幅員 5.5m以上の取付道路にあっては10m以上、幅員 3.5m以上 5.5m未満の取付道路にあっては6 m以上、幅員 3.5 未満の取付道路にあっては3 m以上とする。

（参考図）取付道路の縦断勾配



取付道路の幅員	延長L
5.5m以上	10m以上
3.5m以上 5.5m未満	6 m以上
3.5m未満	3 m以上

- (6) 取付道路が砂利道の場合は、原則として接続する市管理道路の路肩から下表の延長の区間の舗装を行うこと。

取付道路の幅員	舗装延長
5.5m以上	12m以上
3.5m以上 5.5m未満	10m以上
3.5m未満	5 m以上

（注）取付勾配により舗装延長に次の補正値を加えること。

下り勾配…補正なし

上り勾配（1 %未満）…補正なし

上り勾配（1 %以上）…1 %増すごとに延長 2 m増

4 法面の盛土，切土

(1) 道路敷内の法面の盛土を施工する場合は次によること。

ア 盛土材は良質土を用いること。

イ 官民境界の官地側には，原則として境界線に沿って側溝を設置すること。

ウ 盛土により既設の水路を埋め立てる場合は，当該水路の機能に支障を与えないよう十分な断面と強度を有する管渠，函渠等の構造物を設置すること。

(2) 道路敷内の法面の切土を施工する場合は次によること。

ア 切土後の法面が崩落，落石等により道路に危険を及ぼさないよう適切な法面保護措置を行うこと。

イ 官民境界には，新潟市道路工事承認規則（平成 19 年新潟市規則第 73 号）に定める境界杭を設置すること。

(3) 盛土，切土により道路の構造又は交通に支障が生じるおそれがある場合は，必要に応じて路肩保護，安全施設の設置等の措置を行うこと。

(4) 当該道路に具体的な道路計画がある場合，盛土，切土の施工高，縦横断勾配等については道路計画に整合させること。

(5) 盛土，切土により自動車乗り入れ口を設置する場合，乗り入れ口部分の構造等については 2 の基準を適用する。

5 その他の承認工事の基準

この基準に定めるもの以外の承認工事については，道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）のほか，道路管理者が道路工事を行う場合の技術基準等によること。